

ID: 10

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	公開の請求に対する決定
例規名 根拠条項	真岡市情報公開条例 第10条第1項
例規番号	平成11年条例第1号
<p>【基準】</p> <p>第5条から第8条まで及び第10条の規定による。 (情報公開の請求権者)</p> <p>第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して、当該実施機関が保有する情報の公開を請求することができる。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 市内に存する学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (公開しないことができる情報)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)については、当該情報を公開しないことができる。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めにより公開することができないとされているもの</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができるのとされている情報 イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員等の役職及び氏名のうち公開することが公益上必要と認められるもの</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報 イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から消費生活等の市民の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報 ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの</p> <p>(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程にお</p>	

ける情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づき作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(6) 市又は国等の機関が行う監査、検査、入札、争訟及び交渉の方針、試験問題、採点基準その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全及び秩序を維持に支障が生ずるおそれのある情報

(部分公開等)

第7条 実施機関は、公開の請求に係る情報に非公開情報に該当する部分とそれ以外の部分とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、非公開情報に該当する部分を除いて、当該情報を公開しなければならない。

2 実施機関は、非公開情報に該当する情報であっても、期間の経過により、当該情報が非公開情報に該当しなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

(存否を明らかにできない情報)

第8条 公開の請求に対し、当該請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(公開の請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に、当該請求に対する公開又は非公開の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、情報の公開をしない(第7条第1項の規定による部分公開及び第8条の規定による拒否の場合を含む。)ことと決定したときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開でき、かつ、その時期を明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

5 公開の請求に係る情報が著しく大量であるため、30日以内にそのすべてについて公開又は非公開の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、当該請求に係る情報のうちの相当の部分について当該期間内に決定をし、残りの情報については分割し、かつ、相当の期間内に決定をすることができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、本項を適用する理由及び残りの情報について決定できる時期を通知しなければならない。

6 前項の場合において、請求者は、公開の請求に係る情報のうちの相当の部分が公開されたことにより当該請求の目的が達成されたと認めるときは、実施機関に申し出の上、残りの情報の公開を求めないことができる。

標準処理期間	請求を受けた日から起算して15日以内(やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を30日を限度として延長可。その他第10条第5項に特例あり。)(第10条第1項)
---------------	--

備考	
-----------	--

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日
--------------	----------	----------------	-------

ID: 11

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	開示、訂正等の請求に対する決定
例規名根拠条項	真岡市個人情報保護条例 第18条第1項
例規番号	平成11年条例第2号
<p>【基準】</p> <p>第13条から第16条まで及び第18条の規定による。 (開示請求)</p> <p>第13条 市民等は、実施機関に対して、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下同じ。)の閲覧又は写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。)は、本人に代わって前項の開示の請求をすることができる。 (開示しないことができる個人情報)</p> <p>第14条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報(以下「不開示情報」という。)については、当該個人情報を開示しないことができる。</p> <p>(1) 法令等の定めにより開示することができないとされているもの</p> <p>(2) 個人の評価、診断、判定、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの</p> <p>(3) 法人等に関する情報又は個人が営む事業に関する情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの</p> <p>(4) 開示の請求の対象となった個人情報が市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ)の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程におけるものであって、開示することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの</p> <p>(5) 開示の請求の対象となった個人情報が市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等に基づき作成し、又は取得したものであって、開示することにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの</p> <p>(6) 開示の請求の対象となった個人情報が市又は国等の機関が行う監査、検査、入札、争訟及び交渉の方針、試験問題、採点基準その他の事務事業に関するものであって、開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの</p> <p>(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれのある個人情報 (存否を明らかにできない個人情報)</p> <p>第14条の2 開示の請求に対し、当該請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 (部分開示等)</p> <p>第15条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、不開示情報に該当する部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、不開示情報に該当する個人情報であっても、期間の経過により、当該個人情報が不開示情報に該当しなくなったときは、当該個人情報を開示しなければならない。 (訂正、削除及び中止の請求)</p> <p>第16条 市民等は、実施機関が保有している自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対して当該個人情報の訂正を請求することができる。</p>	

- 2 市民等は、実施機関が第7条の規定による制限を超え、若しくは第9条第1項若しくは第2項の規定によらないで、又は番号法第20条若しくは番号法第29条の規定に違反して自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。次項において同じ。)を収集したと認めるときは、当該実施機関に対して当該個人情報の削除を請求することができる。
- 3 市民等は、実施機関が第10条、第10条の2又は第10条の3の規定によらないで自己に関する個人情報を利用若しくは提供し、又はしようとしていると認めるときは、当該実施機関に対して当該個人情報の利用又は提供の中止を請求することができる。
- 4 第13条第2項の規定は、前3項の請求について準用する。
(開示、訂正等の請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示、訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部の開示、訂正等をしないことと決定したときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該個人情報が期間の経過により開示でき、かつ、その時期を明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

標準処理期間	請求を受けた日から起算して15日以内(やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を30日を限度として延長可)(第18条第1項)
---------------	---

備考	
-----------	--

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日
--------------	----------	----------------	-------